

地域子育て支援拠点の届出について

令和6年3月18日
沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課

社会福祉法(以下「法」という。)第六十九条の規定により地域子育て支援拠点事業の開始、変更、休止及び廃止については都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業(中核市を除く。)

児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

※幼保連携型認定こども園を運営する事業は対象外

2 届出書類

(1) 事業開始届出

- ・ 地域子育て支援拠点事業開始届出書(別記第1号様式)
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 建物その他の設備の図面(平面図)

(2) 届出事項(※)に変更が生じた時

- ・ 地域子育て支援拠点事業変更届出書(別記第2号様式)

- ※
- | | |
|---|---------------------------|
| } | 1 経営者の名称及び主たる事務所の所在地 |
| | 2 事業の種類及び内容 |
| | 3 条例、定款その他の基本約款(変更があれば添付) |
| | 4 拠点の名称、所在地 |
| | 5 建物その他の設備の図面(平面図) |

(3) 事業廃止届出

- ・ 地域子育て支援拠点事業休止・廃止届出書(別記第3号様式)

3 届出期限

- (1) 事業開始時………事業を開始した日から1月以内
- (2) 届出事項に変更が生じた時……変更の日から1月以内
- (3) 事業廃止・休止時………事業を廃止・休止した日から1月以内

4 提出部数

1部

5 提出先

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱(※)では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出るよう求めることとする。

※「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成 26 年5月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

6 届出書の受理

県(子育て支援課)で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等は行わないものとする。ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを届出者に送付することとする。

7 その他

・届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。